

令和 7 年 12 月 2 日

令和 7 年 第 2 回 登米市議会 定例会
12 月 定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮詢 第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
同意 第 6 号	副市長の選任につき同意を求めることについて	6
報告 第 29 号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
議案 第 75 号	令和 7 年度登米市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案 第 76 号	令和 7 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案 第 77 号	令和 7 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案 第 78 号	令和 7 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案 第 79 号	令和 7 年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案 第 80 号	令和 7 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案 第 81 号	令和 7 年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案 第 82 号	令和 7 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案 第 83 号	登米市東和木工芸研修センター条例等を廃止する条例について	9
議案 第 84 号	登米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	10
議案 第 85 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について	20
議案 第 86 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案 第 87 号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	32
議案 第 88 号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	33
議案 第 89 号	登米市学校給食センター条例の一部を改正する条例について	52
議案 第 90 号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について	53

議案第91号	登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	54
議案第92号	登米市下水道条例の一部を改正する条例について	55
議案第93号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	56
議案第94号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	58
議案第95号	登米市認定こども園設置条例の一部を改正する条例について	59
議案第96号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	61
議案第97号	第三次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について	62
議案第98号	指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）	63

諮詢第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏名	鈴木 正之
住所	登米市迫町

同意第6号

副市長の選任につき同意を求めるについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	吉田 信幸
住 所	仙台市青葉区上杉

報告第 29 号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 7 年 10 月 14 日、登米市印鑑条例（平成 17 年登米市条例第 11 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月14日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第83号

登米市東和木工芸研修センター条例等を廃止する条例について

登米市東和木工芸研修センター条例（平成17年登米市条例第175号）、登米市東和地域特産物利用加工施設条例（平成17年登米市条例第176号）及び登米市津山木工加工研修施設条例（平成17年登米市条例第179号）を廃止するものとする。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市東和木工芸研修センター条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 登米市東和木工芸研修センター条例（平成17年登米市条例第175号）
- (2) 登米市東和地域特産物利用加工施設条例（平成17年登米市条例第176号）
- (3) 登米市津山木工加工研修施設条例（平成17年登米市条例第179号）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 84 号

登米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

登米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 26 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 27 条・第 28 条）

第 3 章 雜則（第 29 条・第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供する

ことにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。
(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼

児等に対する乳児等通園支援事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、そ

の行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段である場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられているこ

と。

- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができます。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備

及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第91号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年宮城県条例第74号。以下この条において「こども園条例」という。）（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係るものに限る。）
- (3) 幼保連携型認定こども園 こども園条例（幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

（電磁的記録）

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第85号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）、登米市証人等の実費弁償支給条例（平成17年登米市条例第52号）、登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）及び登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊谷康信

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第4項中「「職員」という」を「同じ」に改める。

第4条第2項中「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊費」に、「別表第2に掲げる額」を「市の特別職の職員で常勤のものの旅費の額の例により計算した額」に改め、「額については」の次に「市の一般職の」を加え、同条第3項中「については、」の次に「市の一般職の」を加え、同条第4項中「別表第2に掲げる」を削り、「費用弁償」の次に「として1,000円」を加える。

第5条第2項中「については、」の次に「市の一般職の」を加える。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（登米市証人等の実費弁償支給条例の一部改正）

第2条 登米市証人等の実費弁償支給条例（平成17年登米市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「車賃、航空賃、日当及び宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「種類」を「種目」に改め、同条第3項中「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊費」に改め、「掲げる額」の次に「を超えない範囲内において規則で定める額（同表において「宿泊費基準額」という。）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	宿泊費基準額の上限額（1夜につき）
内国旅行	27,000円
外国旅行	65,000円

(登米市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費の種目及び内容（第9条—第20条）

第3章 雜則（第21条—第29条）

附則

第2条第1項第4号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第6号中「その職員若しくはその扶養親族」を「、その職員」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子」

を加え、同項第3号中「勤続2年以上の」を削り、「当該職員の」の次に「本邦にある」を加え、「居住地に」を「居住地を」に改め、同項第4号中「出張」を「、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任」に改め、同項第5号中「出張」を「、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

第3条第3項中「第16条第1号から第4号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「のほか」を「を除くほか」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「次に掲げる金額を、」を「その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「とき」を「場合」に、「同条第2項」を「第2項」に、「旅行申請」を「旅行者の申請」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する事項を記載し、これ」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載し、これを提示」を「当該事項の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載

し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」を「この限りでない。」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により、旅行命令票等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第2項から第15項までを削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「方法によって」を「方法により」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項前段中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「支出負担者」を「支出担当者」に改め、同条第5項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前項」を「第4項」に改め、「給与の種類」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とし、第14条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長が認める者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長が認める者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長が認める者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長が認める者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定

する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、市長が認める者が移動するとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合 最上級の運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項に定めるもののほか、自家用自動車を利用して旅行する場合(旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。ただし、自家用自動車に同乗することによって行う旅行はこれを含まない。)の額は、1キロメートルにつき30円とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額を超えない範囲内において規則で定める額(次条及び同表において「宿泊費基

準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額(第18条第1項において「交通費」という。)及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2で定める額を超えない範囲内において規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下のア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿

泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は93万円とする。

第3章を削る。

「第4章 雜則」を「第3章 雜則」に改める。

第39条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「、又は当該旅行の性質上、」を「又は旅行の性質上」に改め、同条を第25条とし、第3章中同条の前に次の4条を加える。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当する

ものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第40条中「若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条」を「又は第64条」に、「労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条」を「同法第15条第3項又は第64条」に改め、「又は費用」及び「若しくは費用」を削り、同条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅行に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この

条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第41条を第29条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1宿泊費基準額の上限（第13条関係）

区分	宿泊費基準額の上限額（1夜につき）
内国旅行	19,000円
外国旅行	59,000円

別表第2宿泊手当（第15条関係）

区分	宿泊手当（1夜につき）
内国旅行	2,400円
外国旅行	5,400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登米市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の登米市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合につ

いて適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 86 号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「割合は」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 172.5」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を加える。

第 2 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 172.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 87 号

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「割合は」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の172.5」の次に「、12 月に支給する場合においては100分の177.5」を加える。

第 2 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては100分の172.5、12 月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「行政職給料表」を「医療職給料表(3)」に、「7級」を「6級」に改める。

第11条の4第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合においては100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合において

は」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合においては100分の52.5」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	給料月額						
定年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
再任	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
任用	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
短時	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
間	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
勤務	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
以外の職員	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	

23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		

58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					

93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	給料月額						
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
再	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
任	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
用	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
短	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
時	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
間	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
勤	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
務	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
職	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
以	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
外	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
の	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	

職員	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		

51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			

86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					
120		315, 400					

121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	305,600	415,600	470,300	566,200	634,700
短時間	2	307,900	418,300	472,300	572,300	640,700
勤務職	3	310,200	420,900	474,200	577,400	646,700
員以外 の職員	4	312,400	423,300	476,100	582,100	652,700
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	658,700
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	664,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	670,700
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	676,700
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	682,700
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	688,700
	11	335,200	437,000	488,100	602,300	694,700

12	338, 600	438, 500	489, 900	602, 800	700, 700
13	342, 000	439, 900	491, 700	603, 300	706, 700
14	345, 500	441, 300	493, 400	603, 800	712, 700
15	348, 900	442, 800	495, 200	604, 300	718, 700
16	352, 300	444, 200	497, 000	604, 800	724, 700
17	355, 700	445, 500	498, 800	605, 300	730, 700
18	358, 800	447, 000	500, 700	605, 800	736, 700
19	362, 000	448, 400	502, 600	606, 300	742, 700
20	365, 200	449, 800	504, 500	606, 800	748, 700
21	368, 500	451, 100	506, 400	607, 300	754, 700
22	371, 600	452, 600	508, 100	607, 800	760, 700
23	374, 700	454, 000	509, 900	608, 300	766, 700
24	377, 700	455, 400	511, 700	608, 800	772, 700
25	380, 800	456, 800	513, 300	609, 300	778, 700
26	383, 100	458, 200	515, 100	609, 800	784, 700
27	385, 400	459, 500	516, 900	610, 300	790, 700
28	387, 600	460, 900	518, 400		
29	389, 500	462, 300	519, 800		
30	391, 200	463, 600	521, 500		
31	392, 900	465, 000	523, 300		
32	394, 700	466, 400	525, 000		
33	396, 400	467, 700	526, 500		
34	398, 200	469, 100	527, 800		
35	399, 800	470, 400	529, 100		
36	401, 100	471, 800	530, 400		
37	402, 500	473, 200	531, 400		
38	403, 900	474, 900	532, 700		
39	405, 300	476, 500	534, 000		
40	406, 700	478, 000	535, 300		
41	408, 200	479, 600	536, 300		
42	408, 900	480, 800	537, 100		
43	409, 500	481, 900	537, 900		
44	410, 100	483, 000	538, 700		
45	410, 900	484, 000	539, 600		
46	411, 500	484, 900	540, 400		
47	412, 100	485, 800	541, 200		

48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	

	84		506,400			
	85		506,900			
定年前		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500
再任用						
短時間						
勤務職員						

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
短時間	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
勤務職員以外	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
の職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600

24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100
33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	

60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	

96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
110	306, 500	337, 800	372, 400			
111	306, 700	338, 100	372, 900			
112	307, 000	338, 400	373, 300			
113	307, 300	338, 700	373, 700			
114	307, 500	339, 100	374, 100			
115	307, 800	339, 400	374, 600			
116	308, 000	339, 700	375, 100			
117	308, 300	339, 900	375, 500			
118	308, 500	340, 200	376, 000			
119	308, 800	340, 500	376, 500			
120	309, 100	340, 700	377, 000			
121	309, 400	340, 900	377, 300			
122	309, 700	341, 200				
123	310, 000	341, 500				
124	310, 300	341, 800				
125	310, 500	342, 000				
126	310, 700	342, 300				
127	311, 000	342, 600				
128	311, 400	342, 800				
129	311, 600	343, 000				
130	311, 900	343, 200				
131	312, 200	343, 500				

132	312, 600	343, 700			
133	312, 800	344, 000			
134	313, 100	344, 400			
135	313, 400	344, 800			
136	313, 700	345, 200			
137	313, 900	345, 500			
138	314, 200	345, 900			
139	314, 500	346, 300			
140	314, 800	346, 700			
141	315, 000	347, 000			
142	315, 300	347, 400			
143	315, 700	347, 700			
144	316, 000	348, 100			
145	316, 200	348, 400			
146	316, 400	348, 800			
147	316, 700	349, 200			
148	317, 000	349, 600			
149	317, 200	349, 900			
150	317, 400	350, 300			
151	317, 700	350, 700			
152	318, 000	351, 100			
153	318, 400	351, 400			
154	318, 600				
155	318, 800				
156	319, 100				
157	319, 400				
158	319, 700				
159	320, 000				
160	320, 300				
161	320, 700				
162	321, 000				
163	321, 300				
164	321, 600				
165	322, 000				
166	322, 300				
167	322, 600				

	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、看護師等に適用する。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37

号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の95」と、「」の次に「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、「」を、「100分の87.5」と、「」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の登米市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 89 号

登米市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

登米市学校給食センター条例（平成17年登米市条例第79号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市学校給食センター条例の一部を改正する条例

登米市学校給食センター条例（平成17年登米市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表登米市東部津山学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 90 号

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

登米市児童厚生施設条例（平成17年登米市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表迫梅ヶ沢児童遊園の項、迫緑ヶ丘児童遊園の項、迫南佐沼児童遊園の項及び南方沼崎児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年登米市条例第134号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年登米市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「一般廃棄物の指定集積所」を「集積所」に、「資源ごみの分別集積所」を「リサイクルステーション」に改める。

第 8 条の見出し中「収集」の次に「運搬」を加え、同条第 1 項中「市の管理する」を削り、「収集運搬を」を「収集及び運搬は」に、「以外の者に委託して行うものとし、市又は委託された者以外は、収集運搬」を「から委託を受けた者が行い、これら以外の者が、収集又は運搬を」に改め、同条第 2 項中「収集運搬」を「前項」に、「前項」を「同項」に改める。

第 9 条中「前条第 2 項の規定により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

登米市下水道条例の一部を改正する条例について

登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市下水道条例の一部を改正する条例

登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）から同様の指定を受けた排水設備等工事業者（以下「市指定外業者」という。）に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「同項」を「同項本文」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項ただし書の規定により市指定外業者が工事を行うときは、当該市指定外業者の指定を行った他の地方公共団体の長が前項と同様の登録を行った者に監理させなければならない。

第28条第 2 項第 4 号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第32条第 2 号中「第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定」を「第 7 条各項の規定のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のように改正する。
目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象と

なる区域を指定することができる。

第45条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 94 号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（他の地方公共団体の長及び前項ただし書に規定する他の地方公共団体の長が指定した者を含む。次条第 2 項及び第36条第 2 項において同じ。）」を加え、同条第 3 項中「管理者が」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第95号

登米市認定こども園設置条例の一部を改正する条例について

登米市認定こども園設置条例（令和2年登米市条例第30号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市認定こども園設置条例の一部を改正する条例

第1条 登米市認定こども園設置条例（令和2年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

登米市米山こども園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	100人
-----------	-------------------	------

第4条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第3号に掲げる事業は、登米市豊里こども園においてのみ行うものとする。

第4条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する乳児等通園支援事業

第2条 登米市認定こども園設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表登米市米山こども園の項を削る。

第4条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和9年4月1日

(準備行為)

2 登米市米山こども園の入園の募集その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(登米市立学校設置条例の一部改正)

3 登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表米山幼稚園の項を削る。

(登米市保育所設置条例の一部改正)

4 登米市保育所設置条例（平成17年登米市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表登米市よねやま保育園の項を削る。

議案第 96 号

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

第8条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第8条 削除

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 97 号

第三次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

第三次登米市総合計画基本構想及び基本計画を別添のとおり策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

議案第 98 号

指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

1 公の施設の名称

高森パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所 在 地） 宮城県登米市石越町南郷字高森100番地

（名 称） 株式会社いしこし

（代表者名） 代表取締役 猪股 研

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで